

松江市 産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）処分業の変更・廃止届

添付書類の具体例

1 変更する場合

	添付書類	備考
(許可証記載の) 個人事業者の名前が変わった場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民票の写し（注1）</li> <li>・登記されていないことの証明書</li> </ul>	(1) 許可証の書換えが必要となりますので、許可証原本を添付のうえ許可証等書換え交付申請書の提出が必要となります。
(許可証記載の) 社名が変わった場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法人の履歴事項全部証明書</li> <li>・定款又は寄附行為</li> </ul>	(1) 法人の登記事項証明書は、履歴事項全部証明書です。 (2) 許可証の書換えが必要となりますので、許可証原本を添付のうえ許可証等書換え交付申請書の提出が必要となります。
(許可証記載の) 代表者が変わった場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法人の履歴事項全部証明書</li> <li>・新任役員の場合は「役員が替わった場合」を参照</li> </ul>	(1) 法人の登記事項証明書は、履歴事項全部証明書です。 (2) 許可証の書換えが必要となりますので、許可証原本を添付のうえ許可証等書換え交付申請書の提出が必要となります。
役員が変わった場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新任役員の住民票の写し（注1）</li> <li>・新任役員の登記されていないことの証明書</li> <li>・法人の履歴事項全部証明書</li> <li>・誓約書（所定の様式）</li> </ul>	(1) 法人の登記事項証明書は、履歴事項全部証明書です。 (2) 誓約書（所定の様式）は法人としての提出ですので、新任役員が何人いようと1枚となります。
株主等が変わった場合 （対象：5/100以上の株式等を有する株主等のみ）	<p>【株主等が個人の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新株主等の住民票の写し（注1）</li> <li>・新株主等の登記されていないことの証明書</li> <li>・誓約書（所定の様式）</li> </ul> <p>【株主等が法人の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新法人株主等の登記事項証明書</li> <li>・誓約書（所定の様式）</li> </ul>	(1) 誓約書（所定の様式）は法人としての提出ですので、新任株主等が何人いようと1枚となります。 (2) 新法人株主等の登記事項証明書は、現在事項全部証明書、履歴事項全部証明書のいずれでも結構です。 (3) 最新の確定申告書別表(二)の写し等株主等の株式数等がわかるものも添付してください。
使用人が変わった場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・使用人就任者の住民票の写し（注1）</li> <li>・使用人就任者の登記されていないことの証明書</li> <li>・誓約書（所定の様式）</li> </ul>	(1) 誓約書（所定の様式）は法人としての提出ですので、新任使用人が何人いようと1枚となります。
法定代理人が変わった場合	<p>【法定代理人が個人の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新法定代理人の住民票の写し（注1）</li> </ul>	(1) 誓約書（所定の様式）は法人としての提出ですので、新任法定代理人が何人いようと1枚となります。

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新法定代理人の登記されていないことの証明書</li> <li>・誓約書（所定の様式）</li> </ul> <p>【法定代理人が法人の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・その法人の登記事項証明書</li> <li>・その法人の役員の住民票の写し（注1）</li> <li>・その法人の役員の登記されていないことの証明書</li> <li>・誓約書（所定の様式）</li> </ul>	(2) 法定代理人が法人の場合、添付する登記事項証明書は、現在事項全部証明書、履歴事項全部証明書のいずれでも結構です。
(許可証記載の)住所が変わった場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法人の履歴事項全部証明書</li> <li>・住宅地図等の位置図</li> <li>・敷地内見取り図</li> </ul>	(1) 法人の登記事項証明書は、履歴事項全部証明書です。 (2) 許可証の書換えが必要となりますので、許可証原本を添付のうえ許可証等書換え交付申請書の提出が必要となります。
事業場や事務所の場所が変わった場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅地図等の位置図</li> <li>・敷地内見取り図</li> <li>・土地の登記簿謄本及び賃貸借契約書等の写し</li> <li>・(場合によっては) 公図</li> </ul>	(1) 事業場や事務所が賃貸借の場合は、土地の登記簿謄本に加えて賃貸借契約書、使用承諾書等が必要です。 (2) 住所表記とし地番標記が異なる場合は法務局が発行する公図が必要です。
事業の用に供する施設並びにその設置場所及び構造又は規模が変わった場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・変更内容により添付書類が異なるので、松江市廃棄物対策課まで事前にご相談ください。(注3)</li> </ul>	
保管の場所に関する変更があった場合		

(注1) 「住民票の写し」とはコピーのことではなく、市役所から発行された証明書が既に写しです。本籍地の記載があるものがが必要です。マイナンバーの表示があるものは受け取れません。

(注2) 届出内容によっては、その他必要な書類を求めることがあります。

(注3) 事業の用に供する施設（移動して処理することを目的とするものを除く。）を新たに設置又は既存施設の規模若しくは位置の変更を行う場合は、松江市産業廃棄物の処理に関する指導要綱に基づく事前協議が必要となります。

## 2 廃止する場合

	添付書類	備考
事業を全部廃止する場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・許可証原本</li> </ul>	(1) 許可証記載の事業を一切止めることです。
事業の一部を廃止する場合	—	(1) 一部廃止とは、事業の区分の一部廃止又は取り扱う産業廃棄物の種類の削減のいずれかです。 (2) 許可証の書換えが必要となりますので、許可証原本を添付のうえ許可証等書換え交付申請書の提出が必要となります。